

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	一致状況
第8節	環境学習・教育	節の目標(新規追加)	<p>「節の目標」として以下の文を新規追加する。 (環境学習施設等検討委員会における議論の進展をふまえて若干の修正の可能性あり)。</p> <p>【第1次事業計画の目標】 <u>三番瀬の再生をすすめて行くためには、より広範に多くの人が三番瀬に関心を持ち、再生への活動に参加できるようにして行く必要があります。そのため、</u> 1, <u>環境学習・教育に関する検討委員会の設置</u> 2, <u>環境学習・教育に関する人材育成</u> 3, <u>三番瀬に関する環境学習・教育活動の支援を行います。</u></p>	全員一致
第9節	維持・管理	節の目標(追加・変更)	<p>「第1次事業計画の目標」のうち、以下の文を追加・変更する (オオバン市民債、ナショナルトラスト等の記述は、再生のための土地の確保を目的としたものであり、本節のみならず再生計画全体の財源確保に関する提案なので、再生会議答申の「付帯意見」として取り上げることがを希望)</p> <p>1, <u>三番瀬の維持・管理に係る持続的な財源確保、漁業者・市民などが友好的で広域的につながりをもって協働できるさまざまな手法について検討</u></p>	全員一致

			<p><u>をすすめます。</u></p> <p>2 , <u>そして、三番瀬及び周辺海域の自然環境調査、モニタリング方法・指標づくりの検討、合同調査、自然環境データベースの構築等を実施するとともに、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応するために、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立します。</u></p> <p>3 , <u>また、クリーンアップ活動等、関係市や市民によって行われている維持・管理活動を支援して行きます。</u></p>	
		<p>ビオトープネットワーク事業（変更）</p>	<p>事業名のサブタイトルを以下のように変更 「学校を中心としたビオトープネットワークの<u>形成と展開</u>」</p> <p>5カ年の目標を以下のように変更 「流域を含めた学校を中心としたビオトープネットワーク計画の<u>策定と展開</u>」</p> <p>事業内容の最後に以下の文を追加する 「<u>さらに、ビオトープネットワークの展開を促進するため、市民による生物マップ作りを支援するとともに、個人や民間企業等の協力を得てビオトープネットワーク形成を促進するための手法を検討します</u>」</p>	<p>全員一致</p>
		<p>三番瀬人材バンク事業（新規追加）</p>	<p>5カ年の目標：<u>三番瀬人材バンクの創設</u></p> <p><u>三番瀬再生にさまざまな形で協力できる人材を登録する人材バンクを創設し、県の再生事業に協力いただくとともに、地元市・NPO等から依頼があったときは、人材の紹介を行います。</u></p>	<p>全員一致</p>

		三番瀬パスポート制度(仮称)(新規追加)	5カ年の目標：三番瀬における地域協働の促進のための手法の検討 三番瀬の再生に関わる漁業者・市民などが、友好的かつ広域的に地域協働を行うことのできる手法(三番瀬再生計画案で提案された「三番瀬パスポート制度(仮称)」等)について検討をすすめ、可能なところから直ちに実施して行きます。	全員一致
		三番瀬の維持・管理活動の支援(新規追加)	5カ年の目標：三番瀬における維持・管理活動の支援の継続 クリーンアップ活動等、三番瀬において関係市や市民によって行われている維持・管理活動を引き続き支援して行きます。	全員一致
第11節	広報	三番瀬再生事業の支援と広報(題名変更)	県の説明を聞いた結果、NPO支援については理解できましたので、キャッチコピー等は別枠の事業として提案いたします。題名が「支援と広報」となっていることからこのような誤解が生じたため、題名を適切に変更することを求めます。	全員一致
		三番瀬再生クラブ(仮称)の設立	県の説明を聞いた結果、この事業は県民のうち大人と企業とを対象としたものではなく、広く県民を対象としたものであることが理解できましたので、再生クラブと再生キッズを合体させる提案は撤回します。なお、「再生クラブ」という名称については、さらに魅力ある名称に再検討することを求めます。	全員一致
		三番瀬再生キッズ(仮称)の設立	県の説明を聞いた結果、この事業は三番瀬の再生に取り組む学校を支援するものであることが理解できましたので、再生クラブと再生キッズを合体させる提案は撤回します。なお、「再生キッズ」という名称については、さらに魅	全員一致

			力ある名称に再検討することを求めます。	
		三番瀬再生の広報に係るC Iの検討（新規追加）	<u>5カ年の目標：三番瀬再生の広報に係るC I（コーポレート・アイデンティティ）の公募と検討</u> <u>三番瀬再生にかかわる、NPOによる多様な再生事業への取組を支援し、県民や企業の再生事業への参加を促進するため、三番瀬再生のキャッチコピー、マーク、エコラベル等のC I（コーポレート・アイデンティティ）について、一般公募を含む検討を行います。</u>	全員一致

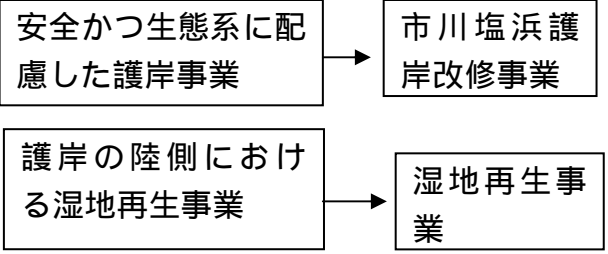
(別紙様式)

グループ名 Eグループ

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
10節	10節全体	節全体について	<意見1>「計画期間内に、条例制定の重要性の認識が県議会にも共有されるよう、また、ラムサール条約への登録についての地元自治体・漁業者等の関係者の合意形成が得られるよう、具体的で目に見える努力を行うようお願いする。」との一文を答申文に盛り込むべきである。	全員一致
	ラムサール条約への登録促進	(意見等のある「節の目標」の記載内容部分) 「このような国際的な価値を持つ三番瀬がラムサール条約に登録されることは」	<意見2>「このような国際的な価値を持つ三番瀬が <u>行徳内陸性湿地などの関連地とともにラムサール条約に登録されることは</u> 」下線部を追加されたい。	全員一致
		「関係機関との連携、関係者との調整を進めます。」	<意見3>「 <u>関係機関との連携、漁業者をはじめとする関係者との調整を進めます。</u> 」下線部を追加されたい。	全員一致
12節	国関係自治体等との連携による広	本事業全体について	<意見4> 「(5)個別の取組 上記の取組に加えて、県内や他都県の類	全員一致

	域的な取り組み		<p>似事例との交流会の開催、河川上流との経済的社会的交流の強化など、広域的な連携を図るための個別の取組を企画し、実施します。」</p> <p>上記項目を追加されたい。</p>	
		<p>(意見等のある「節の目標」の記載内容部分)</p> <p>「赤潮、青潮が発生するなど、湾全体の問題となっています。」</p>	<p><意見5>「赤潮、青潮が発生するなど、<u>その生態系の状況が悪化し、湾全体の問題となっています。</u>」下線部を追加されたい。</p>	全員一致
		<p>「広域的な取組を行います。」</p>	<p><意見6>「広域的な取組を行います。<u>このことによって、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を広く知らしめます。</u>」</p>	全員一致

グループ名 Cグループ 5、6、7節

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
5節	全体	タイトル「海と陸との連続性・護岸」	次のとおり修正する 「市川塩浜護岸改修事業と湿地再生事業」	
	施策の体系 図		1節との重複を避け次のとおり修正する 	
1	市川塩浜護岸改修	老朽化が著しい2丁目地先のうち、約900m間を先行させ、平成22年度ころの完成を目指します。なお、残る区間については、5か年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。	安全性が保たれていない護岸については必要な安全性を早急に確保することが必要です。 2丁目護岸の改修に5年を要し、3丁目については5か年経過後にやっと着手するとの努力目標、同じく危険な状態である1丁目について、事業計画に議題にすらのぼらないのはいかなる理由であろうか。緊急・早期着手事業が5年も10年もかかる事は許されない行為であると考えます。 海岸保全区域の指定が無いのであれば指定区域に早急にすべき。妨げているものは何であろうか。 漁港のあり方も含め再生会議で議論する必要性を痛切に感じて	

			<p>おります。</p>	
1 市川塩	事業全体	<p>塩浜護岸は、内陸の行徳湿地における湿地再生、三番瀬への開渠水路工事、市川市所有地における湿地再生と直接関係する場所であること、又、貴重な干潟として保全すべき海域を囲む位置関係にあり、環境基礎調査において、護岸改修工事による生態系への影響が危惧されていることから、再生会議の基本計画案で修正追加された「順応的管理」とそのための「モニタリング」が特に重視されている場所です。又改修工事の検討において、波高もあり、被害が発生した1丁目護岸との比較で、前面に干潟、浅海域により沖合いからの波・潮流の弱い2丁目については、基本断面に自然素材を取り入れる工夫とか変化のある自然共生型護岸についての要望や新しい沿岸防災のあり方についての検討も提起されました。</p> <p>特に3丁目護岸はさらに円卓会議以降、保全海域に接するゾーンとしての役割が求められ、又緊急な危険性もなく、京葉線を支えている基盤の前面にあり、波高も一段と低いことは明らかです。そのため、3丁目の護岸改修は2丁目と同じ工事発想で、一括して、連続的に実施するのではなく、上記の点を考慮して、実施計画から、中期にまわして調査・検討をすることになったのです。パブリックコメントの9割近くが、三番瀬再生の目標の第一位にある「生態系の保全」の場所として「猫実川河口域の泥干潟」と、その象徴的な「カキ礁生態系」を保全を求めた結果です。</p>		

			<p>今回の事業計画素案は以上の経緯を尊重しているように思えないのです。その原因は実施計画の後追いになっているためでもあります。</p>	
		<p>事業内容について</p>	<p><護岸の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6行目に次の文章を挿入する。 「この工事は、三番瀬再生事業の第一歩として恒久的な自然共生型護岸を志向するものであり、途中工事の見直し、追加など、順応的に進めることから工期目標もある程度弾力的に対応すべきです。その場合のリスク管理と防災対策はあらかじめ計画に組み込む必要があります。」 ・ 7～8行目の文章を次のように修正する。 「なお、残る区間については、第一次事業期間内における三番瀬環境調査の総合的解析を踏まえ、陸域・海域両サイドからの連続性の回復を実現するため、諸施策の推進と並行させ着手するよう努めます。」 <p><モニタリング調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目に次の文章を追加する。 「このモニタリング調査は護岸改修工事に係わるものだけでなく、それを補うため、特に猫実川河口域を中心とした自然環境調査と連携したモニタリングが必要です。そのため、三番瀬再生会議の環境評価委員会の役割が期待されます。」 	

		<p><順応的管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目に次の文章を挿入する。 <p>「有効な順応的管理が機能するためには事業実施者の管理だけにまかせるのではなく、環境評価委員会もその決定に参加できるように決めておく必要があります。」</p>	
2 自然再生（湿地再生）事業	5か年の目標 自然再生（湿地再生）に向けた調査の実施	<p>1節1事業の干潟化の試験と切り離せない事業であるが、5か年の目標が調査の実施とは、再生に向けて気の遠くなるような話である。</p> <p>調査結果は誰によって判断が下されるのか。実験的事業 モニタリングによる結果判断との手順も必要と考えます。調査で終わってしまうことの危惧を感じます。市民参加も含めまちづくりの目標を定めることやルール作り、交通手段等を含め検討する為の研究会が必要</p>	
		<p>中期的事業として位置づけられているが、湿地復元、自然再生の実現を図るためには、湿地復元、自然再生の場、実験の場の検討を早急に進めておく必要がある。「湿地の復元など自然再生の実現を図るため、自然再生の事例収集、課題整理、目指す環境、『湿地復元、自然再生の場、実験の場』等の検討を」の『 』を追加する。</p> <p>「『これらの』検討結果を踏まえて、市川市塩浜護岸部において『は』、規模・構造・再生可能な湿地・・・」の『 』を追加。</p>	

		<p>事業全体についての意見</p>	<p>1 事業名の「自然再生」はあまりにも非科学的だと思う。()内の「湿地再生」程度に限定してほしい。事業計画書の中にある「自然再生」の言葉を見直し、どうしても「自然」を使うのであれば「再生」でなく「回復」とすべきである。</p> <p>2 護岸の事業計画との見合いで、湿地再生も進行することが「連続性の回復」の条件になると思う。</p> <p>事業内容の説明では、前段における課題の検討と湿地計画の具体化、方法論の検討、関係機関や他の関連事業との調整だけでも容易でないように書かれている。一方、遅滞なく護岸工事というのでは如何なものか、市川市と県の基本的方針が不透明である。</p> <p>護岸背後の再生計画について5か年かけて着手の段階に達しない場合、護岸・防災を含め対策を検討しておくべきである。</p>	
		<p>事業名の修正</p>	<p>「自然再生(湿地再生)事業」を「湿地再生事業」に修正した方がよい。</p>	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
6 節	第 6 節全体		「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を再生会議として早急に発足させてはどうか。	
		4 . 習志野側では～	「谷津干潟を関連の湿地と位置づけ ,都市と自然が共生したまちづくり」はどのような意味なのか分からない . 前浜干潟である三番瀬と潟湖干潟である谷津干潟では特性が異なり , ひとくくりで扱えるものではない .	
			【第 1 次計画の目標】も書かれていないので、方向性のみは書いておく必要がある。 例えば、「千葉県は『千葉県三番瀬再生計画（基本計画）』を作成し、三番瀬の再生に取り組むことにしました。三番瀬の再生は、市や住民、地権者、NPO等と協力・連携した『三番瀬を活かしたまちづくり』が不可欠です。県の三番瀬再生への考え方、取り組みを説明しながら理解を得るよう努力すると同時に、『海を活かしたまちづくり』の事例収集を開始します。」等の文章を入れる。	
			第 6 節では、個別の事業についての記述ができないのであるなら、「これこれの努力をし、これこれの条件が整ったらこれこれの事業を検討する。」といった旨の方針記述でもよいので、必要。	
			ここで言う「景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちづく	

			<p>り」とはそもそも何を指しているのか、漠然としている。ハード事業を規定する建物づくりのためのルールを指しているのか、またはコミュニティづくりを中心としたやわらかい「まちづくり」なのか。前者であれば、貴重な自然資源をより活かすための後背地全体のためのまちづくりルールが必要となる。</p> <p>海と同じくして陸地も行政界を超えてつながる。そもそもどのような景観が三番瀬の周辺にふさわしいのか、色・形・海の見え方を中心とした景観、及び後背地とのかかわりをまずは明確にすべきであり、そのためには、全体ルールの確立が不可欠である。</p> <p>その上で、地域、主体間の連携による個別計画、事業計画の立案になるのではないか。</p> <p>実現には、主体間調整が大きな意味をもち、それ自体を誰が行うのかがいちばん重要だと考える。三番瀬全体としてのマネジメントを誰が行うのか、その位置づけを明確にすべきと考える。</p>	
			<p>後背地の現状は、直立護岸や高架鉄道によるまちの分断だけでなく、交通渋滞、埋立計画に沿って既に造られた地域、道路等の基盤がある。こうした問題点も含めて位置づけ、考えていくことが望まれる。</p>	

		<p>谷津干潟側や浦安日の出地区には、三井パークシティやマリナイースト21などの高層住宅がすぐそばに迫っていて、自然空間を圧迫しているのので(臨海部再開発による東京湾沿岸部のマンハッタン化?は直立護岸に代わって高層マンションが海を隔てる様相になって来ているので)建造物を造る際には、海側から低層~中層~高層と景観上、好ましい都市計画が必要。</p>	
	<p>事業計画が記述されなかったことについての意見</p>	<p>第5節の場合でも、市川市との関係で、事業計画の見通しについて足踏みをしているように思われた。</p> <p>本節では一層関係市との調整力が弱くなり、事業計画の記述を避けたのではと疑われる。</p> <p>国が関連施策について円卓会議の結論を尊重したように、県は「計画案」と再生会議を梃子として指導・調整を果たすべきと思う。三番瀬を海から見て連続した理念で、まちづくりをする分野は県の指導力にまたねばならないと思う。</p> <p>なぜ、第一次事業計画がないのか説明を求めたい。</p>	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意見の一致状況
7 節		「第7節 海や浜辺の利用」の表題修正	「海や浜辺の利用」を「海や浜辺の利用のルールづくり」と修正する。	
		【第一次事業計画の目標】の修正	表題の下から4行目～7行目までを削除する。	
		【施策の体系図】の修正	次のとおり修正する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">海や浜辺の利用のルールづくり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ルールづくりの取組</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人が海と親しめる場所や機会の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関連：第1・5・11節に記載</div> </div>	
		節全体について	「住民参加」という言葉が出てくるが、「住民」は限られた主体となるので、「市民参加」という言葉のほうがふさわしいのではないか。	
		節全体について	「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を発足させ、人が海と親しめる三番瀬を再生し、次世代へと継ぐ。	
	ルール作りの取り組み事業	全体	使い方についての協議だけではなく、多くの市民が三番瀬に集い、海に触れ合うことにより、結果として生じる可能性のある交通渋滞等の波及事項について、駐車場対策、交通対策も含め、ルールづくりと計画を考えることが課題と思われる。	